

【募集要項等新旧対照表】 要求水準書（令和7年4月21日修正）からの修正点（表中の下線部は修正部分）							ページは修正後	
No	書類名	箇所				項目	旧（令和6年12月27日、令和7年2月7日修正版、同4月21日修正版）	新（令和7年5月19日修正版）
		ページ	章	節	項			
1	募集要項	別紙1-10	4	(1)	ウ	(1) サービス購入料 A の改定 ウ 改定方法	(未記載)	なお、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備に係るサービス対価が不適当となったときは、発注者又は受注者は、 サービス対価の変更を請求することができる。上記については、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが 協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
2	要求水準書	41	3	3	(2)イ(4)	ドーム施設（全天候型多目的広場、通称；サンテドーム）	・既存のドームの屋根は漏水防止等の改修を行うこと。 ・屋根構造物をサンテドーム東面に整備すること。施設規模はゲートボール2面利用程度(約860㎡)を確保すること。既存施設と一体となった機能とし、イベント等に供すること。 ・現在のドーム施設のハード整備(人工芝化等)を提案してもよい。 ・既存の屋外休憩所(屋外テント)は撤去・移設・改修を認める。	・既存のドームの屋根は漏水防止等の改修を行うこと。 ・ドーム施設内のハード整備(人工芝化等)を提案してもよい。 ・既存の屋外休憩所(屋外テント)は改修、あるいは新設すること。新設の場合は以下のいずれかとする。 ・サンテドーム東面に配置する場合には、既存ドーム施設と一体となるよう屋根構造物を整備し、ドーム内の各種イベント等と一体となった運営が可能とすること。この場合、屋根構造物は屋外休憩所(屋外テント)の代替施設とするので、他に整備する必要はない。 ・サンテドーム西面（ポニー放牧場南側）に配置する場合は多目的広場として整備すること。屋根構造物を整備する必要はない。この場合は、屋外休憩所(屋外テント)を整備すること。場所は問わないが、現在と同規模以上を確保すること。なお形状は問わず、複数箇所に分散して配置しても良い。快適に過ごせ、家族連れなどの利用を考慮すること。 ・屋根構造物及び多目的広場の規模は、いずれもゲートボール2面利用程度(約860㎡)を確保すること。表面の仕上げはクレイ、人工芝など利用用途を考慮して提案すること。
3	要求水準書	49	3	6	(3)ウ	建設工事中業務	(未記載)	(ウ)事業者による中間検査及び市の中間確認 ・事業者は、市と協議の上、建設工事の進捗に応じて中間検査を行うこと。また、各事業年度末には、必ず出来高に係る中間検査を実施すること。 ・市は、上記の事業者による中間検査終了後、中間確認を実施する。事業者は、中間確認に必要な資料・図書等を作成し、市の中間確認をうけること。その内容及び実施時期について、事前に市及び事業者で協議するものとする。 ・中間確認は、以下の方法により実施する。 ・市は事業者、建設企業及び工事監理者の立ち会いの下で、中間確認を実施する。 ・中間確認は、市が確認した設計図書との照合を行うとともに、良好な施工品質が確保されているか確認する。なお、手直し事項が発生した場合は、速やかに是正措置を行うものとする。
4	様式集 各様式記入要領	13	2		2-1(1)	企業名の記載について	「6 事業提案書提出時の提案書類」の(3)から(8)までに示す書類（以下本項において「提案書」という。）には、正本・副本ともに、代表企業、構成員及び協力会社を含め企業名は一切記載しないこと。また、企業名を客観的に特定できる記載は行わないこと。	「6 事業提案書提出時の提案書類」の(3)から(8)までに示す書類（以下本項において「提案書」という。）には、正本・副本ともに、代表企業、構成員及び協力会社については企業名を記載しないこと。それ以外の本事業に関係する企業名は記載してもよい（これら企業名を客観的に特定できるものにロゴマークを含む）。 なお、実績を示す事業名等を記すことは構わない（この場合の画像等でロゴ等が映り込んでいることを認める）。また、提案書本文にて企業名の明示は認めないが、当該企業の事業内容や技術等により、関心表明書の意義等を充足するような表現は可とする。

【募集要項等新旧対照表】 要求水準書（令和 7 年 4 月 2 1 日修正）からの修正点（表中の下線部は修正部分）

ページは修正後

No	書類名	箇所				項目	旧（令和 6 年 1 2 月 2 7 日、令和 7 年 2 月 7 日修正版、同 4 月 2 1 日修正版）	新（令和 7 年 5 月 1 9 日修正版）
		ページ	章	節	項			
5	様式集	14				各様式記入要領 表 提出書類の綴じる 区分	（綴じ方） ・ 正本1部はA4バインダーファイルを縦使いで、A3判資料を折込み左綴じすること。 ・ 副本14部はA3バインダーファイルを横使いで、A3判資料を折込まずに左綴じすること。	・ 副本14部のうち、様式9は正本と同じ。様式10は別綴じとし、折込まずにA3バインダー ファイル横使い左綴じとすること。
6	様式集	14				各様式記入要領 表 提出書類の綴じる 区分	（未記載）	（表下欄外） ※様式 8～13については、まとめて1つのファイルに綴じること。なお副本では、図面（様 式10）のみを別綴じとすること。正本副本ともに各様式番号が閉じた状況でもわかるよう にインデックス等を設けること。
7	事業仮契約書案	3 5	9	2	第 7 3 条	工事完工日前の契約 の解除	（7）別紙 1 7 「談合その他の不正行為に係る特約条項」第 1 条第 1 項に記載される事項の いずれかに該当するとき。 2 前項により本契約を解除した場合（ただし、前項第 7 号により本契約を解除した場合を 除く。）、事業者は、市との合意がない限り、市に対してサービス購入料 A に係る対価（消 費税及び地方消費税を含む合計額）の 1 0 分の 1 に相当する違約金を支払うものとする。当 該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払いの時期及び方法については、 双方協議の上、決定するものとする。ただし、市が被った損害の額がかかる違約金の額を超 過する場合、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。前項 第 7 号により本契約を解除した場合は、別紙 1 7 第 2 条を適用するものとする。	（7）事業者又は構成員のいずれかが、基本協定第12条第1項各号に記載される事項のいず れかに該当するとき。 2 前項により本契約を解除した場合（ただし、前項第 7 号により本契約を解除した場合を 除く。）、事業者は、市との合意がない限り、市に対してサービス購入料 A に係る対価（消 費税及び地方消費税を含む合計額）の 1 0 分の 1 に相当する違約金を支払うものとする。当 該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払いの時期及び方法については、 双方協議の上、決定するものとする。ただし、市が被った損害の額がかかる違約金の額を超 過する場合、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。前項 第 7 号により本契約を解除した場合は、基本協定書第12条第2項から第5項を適用するもの とする。
8	事業仮契約書案	36,37	9	2	第 7 4 条	工事完工日後の契約 の解除	（7）別紙 1 7 「談合その他の不正行為に係る特約条項」第 1 条第 1 項に記載される事項の いずれかに該当するとき。 2 前項により本契約を解除した場合（ただし、前項第 7 号により本契約を解除した場合を 除く。）、事業者は、市との合意がない限り、市に対してサービス購入料 A に係る対価（消 費税及び地方消費税を含む合計額）の 1 0 分の 1 に相当する違約金を支払うものとする。当 該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払いの時期及び方法については、 双方協議の上、決定するものとする。ただし、市が被った損害の額がかかる違約金の額を超 過する場合、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。前項 第 7 号により本契約を解除した場合は、別紙 1 7 第 2 条を適用するものとする。	（7）事業者又は構成員のいずれかが、基本協定第12条第1項各号に記載される事項のいず れかに該当するとき。 2 前項により本契約を解除した場合（ただし、前項第 7 号により本契約を解除した場合を 除く。）、事業者は、市との合意がない限り、市に対してサービス購入料 A に係る対価（消 費税及び地方消費税を含む合計額）の 1 0 分の 1 に相当する違約金を支払うものとする。当 該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払いの時期及び方法については、 双方協議の上、決定するものとする。ただし、市が被った損害の額がかかる違約金の額を超 過する場合、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。前項 第 7 号により本契約を解除した場合は、基本協定書第12条第2項から第5項を適用するもの とする。
9	事業仮契約書案	別紙 12-9	4	(1)	1) ウ	(1) サービス購入 料 A の改定 ウ 改定方法	（未記載）	なお、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を 生じ、施設整備に係るサービス対価が不適当となったときは、市又は事業者は、サービス 対価の変更を請求することができる。上記については、請負代金額の変更額については、市 と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合 にあっては、市が定め、事業者に通知する。

No	書類名	箇所				項目	旧（令和6年12月27日、令和7年2月7日修正版、同4月21日修正版）	新（令和7年5月19日修正版）
		ページ	章	節	項			
10	事業仮契約書案	別紙 17				談合その他の不正行為に係る特約条項	<u>（談合その他の不正行為に係る市の解除権）</u> <u>第1条 田原市（以下「市」という。）は、事業者（事業者の出資者である構成員を含む。以下同様。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</u> <u>（1）事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8章第2節に規定する手続に従って、同法第7条、第8条の2、第17条の2、又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。</u> <u>（2）独占禁止法第8章第2節に規定する手続に従って、当該課徴金納付命令が確定したとき。</u> <u>（3）事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。</u> <u>（4）前3号に規定するもののほか、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。</u>	(削除)
11	事業仮契約書案	別紙 17				談合その他の不正行為に係る特約条項	<u>（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）</u> <u>第2条 事業者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、事業者は、設計・建設業務に係る対価に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、設計・建設業務に係る対価の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて年3、3パーセントの割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号、第2号及び第4号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など市に金銭的損害が生じない行為として、事業者がこれを証明し、そのことを市が認めるときは、この限りでない。</u> <u>2 第1項に規定する場合において、事業者である特別目的会社が既に解散しているときは、市は、事業者の構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、事業者の構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、市に生ずる損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、市は、事業者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。</u> <u>4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。</u>	(削除)

【募集要項等新旧対照表】 要求水準書（令和7年4月21日修正）からの修正点（表中の下線部は修正部分）							ページは修正後	
No	書類名	箇所				項目	旧（令和6年12月27日、令和7年2月7日修正版、同4月21日修正版）	新（令和7年5月19日修正版）
		ページ	章	節	項			
12	基本協定書案				第12条		旧12条の前に右記条項を挿入。以下、条番号ふり直し	<u>（談合その他の不正行為に係る損害の賠償）</u> <u>第12条 第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、甲は、事業契約の本契約締結前に、本事業に関し、乙のいずれかに次の各号のいずれかの事由が生じたときは、特別目的会社との事業契約を締結しないことができる。</u> <u>（1）乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8章第2節に規定する手続に従って、同法第7条、第8条の2、第17条の2、又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。</u> <u>（2）独占禁止法第8章第2節に規定する手続に従って、当該課徴金納付命令が確定したとき。</u> <u>（3）乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。</u> <u>（4）前3号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。</u> <u>2 甲は、事業仮契約書（案）に示す事業期間にかかわらず、本事業に関し、前項各号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約を締結又は解除するか否かを問わず、乙に対し、本事業に係る事業仮契約書（案）に定める設計・建設業務に係る対価に100分の20を乗じて得た額の賠償金を請求することができる。ただし、前項第1号、第2号及び第4号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるときは、この限りでない。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、甲に生ずる損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。</u> <u>4 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、未払額につき、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じて年3.3%の遅延損害金を甲に支払わなければならない。</u> <u>5 前3項に基づく乙の甲に対する支払債務は、乙が連帯して履行するものとする。</u>